

社会福祉法人清水福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水福社会（以下「当法人」という。）の役員、評議員及び委員の報酬に関し必要な事項を定めることをとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員 70,000 円、役員 120,000 円、委員会委員 30,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。なお、理事長は、業務内容の実態に鑑み、別途月額報酬を支給する。

2 役員、評議員及び委員会委員が出席をしたときの報酬は、別表1の報酬を支給することができる。

(業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事、監事が理事会に出席したとき
- (2) 評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3) 監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査立会
のとき
- (4) 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (5) 苦情解決第三者委員が理事会、評議員会に出席したとき並びに苦情解決に向けた話合
いに立会したとき
- (6) その他、理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(費用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員の旅費支給規程を準用する。

(報酬及び費用の支給)

第6条 報酬及び費用の支給は、業務のあったその都度支払うものとする。

(支給方法等)

第7条 業務出勤による報酬等の支給時期は、毎月 21 日(原則)とする。

2 会議出席による報酬等は、その都度、現金をもって本人に支払うものとする。

(兼務役員等)

第8条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第 59 条に定める役員報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関する必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て別に定まるものとする。

附則

従前の「理事・監事費用弁償規定」及び「評議員費用弁償規定」は、令和 4 年 6 月 30 日をもって廃止する。

この規程は、令和 4 年 6 月 20 日(評議員会の議決日)から施行し、令和 4 年 7 月 26 日から適用する。

別表 1

役職	区分	報酬の額	摘 要
理 事 長	月額	30,000 円	業務出勤
理 事	日額	3,000 円	会議等の出席
監 事	日額	3,000 円	監査・会議等の出席
評 議 員	日額	3,000 円	会議等の出席
その他の委員	日額	3,000 円	会議等の出席